報道関係各位

令和7年5月15日

## 有機酒類や有機畜産物が輸出可能になります!

## ~EU 加盟国との有機同等性の範囲が拡大~

2025 年5月 18 日(日曜日)から、有機 JAS 認証を受けた有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有機加工食品について、有機(organic)と表示して、EU 加盟国へ輸出できるようになります。これにより、有機日本酒等が日本から輸出されることが期待されます。

また、EU の制度による認証を受けた有機酒類等の輸入については、2025 年5 月 16 日(金曜日)から、JAS 制度に基づき「有機」等と表示することができます。



#### 1. 経緯

これまで、有機農産物及び有機農産物加工食品については、日本と EU 加盟 国との間において有機 JAS 制度に基づく輸出入がなされていました。2020 年 7 月から日本において有機畜産物の表示規制が開始されたこと、2022 年 10 月から有機酒類が有機 JAS の対象になったことから、農林水産省及び国税庁が EU と協議を行ってきた結果、有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有 機加工食品についても、有機 JAS 制度に基づき輸出入できるようになりました。 これにより、有機食品の輸出入に係る手数料や手間が軽減され、輸出の増大等が 期待されます。

## 2. 日本とEU 加盟国の輸出入について

有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有機加工食品に関し、EU と合意した相互承認の内容は以下のとおりです。

- (1)日本から EU 加盟国への輸出について
- 1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産、加工され、格付された 有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有機加工食品

2.生產基準

有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示 第18号)

有機畜産物の日本農林規格 (平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1608 号)

3.発効日

2025年5月18日(日曜日)

- (2)EU 加盟国から日本への輸入について
  - 1.対象範囲

EU の有機基準に基づき、最終的に EU 加盟国内で生産、加工され、認証 された有機酒類、有機畜産物及び有機畜産物を原料とした有機加工食品 (有機 JAS の適用範囲に限る。)

2.生產基準

Regulation (EU) 2018/848

3. 発効日

2025年5月16日(金曜日)

#### 3. 参考

有機農産物等の輸出入に関する情報については、以下農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\_kikaku/yuuki.html

### 4. 添付資料

有機 JAS 制度について (PDF: 240KB)

有機食品の同等性について (PDF: 275KB)



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部

食品製造課基準認証室

担当者:佐藤、是枝

代表:03-3502-8111(内線 4482)

ダイヤルイン:03-6744-7139

### 有機JAS制度について

# 1. 制度の概要



JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

## 2. 有機JAS

諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあっては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあっては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の 使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- 〇 これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止

など

## 3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

日本と有機同等性を相互承認した国・地域(令和7年5月15日現在)

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	0	0	_	0
EU	0	0	〇(予定)	〇(予定)
カナダ	0	0	0	0
台湾	0	0	0	_
英国	0	0	_	_
スイス	0	0	_	0

# 有機認証制度の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
  - (その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。 これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域(令和7年5月15日現在)

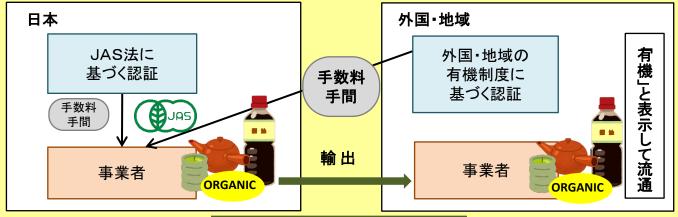
	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	0	0	-	0
EU	0	0	〇(予定)	〇(予定)
カナダ	0	0	0	0
台湾	0	0	0	_
英国	0	0	_	_
スイス	0	0	-	0

豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある(有機同等性の承認は不要)。

#### (参考)日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

#### 【有機同等性が認められていない場合】

日本の事業者は、<u>外国・地域の有機認証を受けなければ</u>、「有機」と表示した農産物等の<u>輸出ができない</u>。



#### 有機同等性が認められれば

### 【有機同等性が認められた場合】

日本の事業者は、JAS法に基づく認証を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

